

平成21年12月1日

非上場株式等の納税猶予制度の概要

拝啓 社長殿 第37号

税理士 朝倉 令子

平成21年度の税制改正で、相続税および贈与税の納税猶予制度が創設されました。相続税の納税猶予制度は、平成20年10月1日以後の相続等から、贈与税の納税猶予制度は平成21年4月1日以後の贈与から適用されます。

この相続税および贈与税の納税猶予制度の概要は、以下のとおりです。

1. 相続税の納税猶予の特例

後継者が、非上場会社を経営していた被相続人から相続または遺贈により株式等を取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税額のうち、相続または遺贈により取得した株式に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を、その後継者の死亡の日まで猶予する、という特例です。

この特例の適用を受けるためには、会社は、事前に、経済産業大臣の確認を受けることが必要となります。ただし、以下の場合には、経済産業大臣の確認手続きは不要です。

先代経営者が60歳未満で死亡した場合

後継者が先代経営者の死亡直前に役員に就任していて、かつ、公正証書遺言により取得した株式を含めて過半数の株式を所有している場合

また、特例の対象となる株式は、相続開始前からすでに保有していた株式等を含めて、発行済株式総数の3分の2に達するまでの部分となります。

2. 贈与税の納税猶予制度の特例

後継者が、会社の代表権を有していた者から、贈与により、経済産業大臣の認定を受けた会社の株式を取得し、会社を経営していく場合には、後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式に対応する贈与税の納税が、その贈与者の死亡の日まで猶予されるという特例です。

贈与税の納税猶予に係る認定を受けるためには、贈与の日の属する年の10月15日以後に、経済産業大臣への認定申請をする必要があります。認定の申請期限は、贈与の日の属する年の翌年1月15日です。

また、特例の対象となる株式は、贈与前から後継者が保有していたものを含めて、発行済株式総数の3分の2に達するまでの部分となります。

3. 贈与者（先代経営者）が死亡した場合の相続税の特例

上記2の特例の適用を受けた後、先代経営者が死亡した場合の相続税の特例です。

先代経営者の死亡によって、納税猶予中の贈与税が免除される代わりに、後継者が贈与で取得し、その際に納税猶予の特例の適用を受けた株式は、相続で取得したものとみなし、相続税が課税されます。

4. 贈与者（先代経営者）が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例

上記3により、後継者が納付すべき相続税のうち、相続で取得したとみなされた株式に対応する相続税について、納税が猶予されます。